

実績配分主義により輸入業者に対し割当てを行う品目に 係る実績の承継及び事業譲渡の場合の確認について

輸入注意事項 14 第 20 号(14.4.10)

最終改正:令和2年10月1日付け・輸入注意事項 2020 第 17 号

実績配分主義により、輸入業者に対し割当てを行う品目に係る実績の承継についての取り扱いを次のように定め、平成14年4月10日から実施します。

なお、昭和59年4月12日付け輸入注意事項59第5号(実績配分主義により輸入業者に対し割当てを行う品目に係る実績の承継について)は、平成14年4月9日限りで廃止します。

実績配分主義により、輸入業者割当てを行っている品目(下記 I 参照)に係る実績の承継及び輸入割当申請書又は輸入承認証の効力の承継は、相続、合併又は商号変更の場合には認めることとする。

事業譲渡の場合には、輸入実績だけが単独に承継される場合又は法令に違反する等その他適当でない場合を除き、原則認めるものとし、その確認については下記 II の申請に基づき行う。

記

I 対象品目 ①②

ぶり・さんま・貝柱及び煮干し、こんぶ、すけそうだら、ほたて貝、たら、水産物、太平洋種にしん、にしん(太平洋種にしんを除く。)、にしん(令和2年9月7日付け輸入発表第10号(令和2年度「にしん」の輸入割当てについて)により、太平洋種にしん及び大西洋種にしんを統合したものをいう。)、あじ、いわし、さば、ばら干しあおのり及びひとえぐさ、たらの卵、干しするめ、こんぶ調製品、いか、干しのり、無糖の味付けのり、のりの調製品(無糖の味付けのりを除く。)

II 事業譲渡における実績承継の確認申請

1 提出書類

- (1) 確認申請書(様式自由:事業譲渡の理由及び承継の確認を依頼する旨記載。)
- (2) 両者の登記簿謄本
- (3) 事業譲渡契約書の謄本
- (4) 両者の株主総会議事録又は取締役会議事録
- (5) 譲渡人が競業避止義務に違反していないことを証明するに足る書類
- (6) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第16条に基づく公正取引委員会への届出書の写し
- (7) 上記(4)から(6)までに掲げる書類のうち、提出が不可能なものについてはその理由書
- (8) 上記書類で確認できない場合は、(1)から(6)までに掲げる以外の書類の提出を求めることがある。

2 申請先 ①②

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室